

<国土交通省における取組>

- 自動車車体整備事業者を対象とした[情報提供窓口を設置し](#)、損害保険会社との価格交渉の実態を把握。得られた情報は、金融庁、中小企業庁、公正取引委員会と共有し、損害保険会社からのヒアリング（対話）にも活用。（2024年7月～）
- 自動車車体整備事業者が、損害保険会社等に対して、[労務費の転嫁等の価格交渉](#)を行うため、取り組むべき内容を「[指針](#)」として策定。（2025年3月）

- ・ 見積もりの作成は、損害保険会社に委ねず、自社の責任で行うこと
 - ・ 標準様式を用いて、費用を適切に請求すること
 - ・ 損害保険会社の説明もしっかり聴くこと
 - ・ 損害保険会社の不合理な説明で交渉が進まない場合には、国土交通省の窓口へ情報提供すること など
- 価格決定に用いられる「[標準的な作業時間](#)」について、国土交通省が[第三者的立場から調査](#)。（令和7年度予算事業）

<自動車車体整備業界における取組（日車協連の団体交渉）>

- 日本自動車車体整備協同組合連合会（日車協連）は、大手損害保険4社それぞれとの間で交渉を重ね、[中小企業等協同組合法に基づく「団体協約」](#)を締結。（令和7年6月）
※協約に定める単価を最低価格とし、それを下回る単価で契約したものは、協約に定める単価によって契約したものとみなされる。